

地域未来投資促進法について

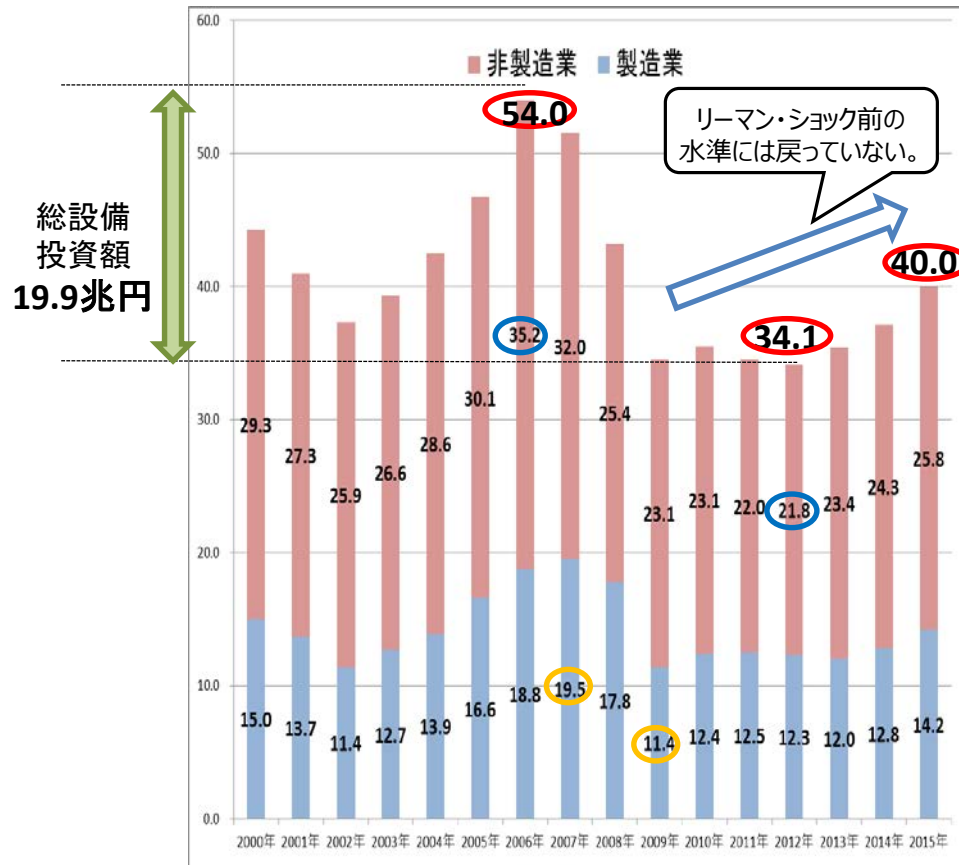
平成30年4月
経済産業省
地域経済産業グループ

1. 背景：地域における投資の低迷

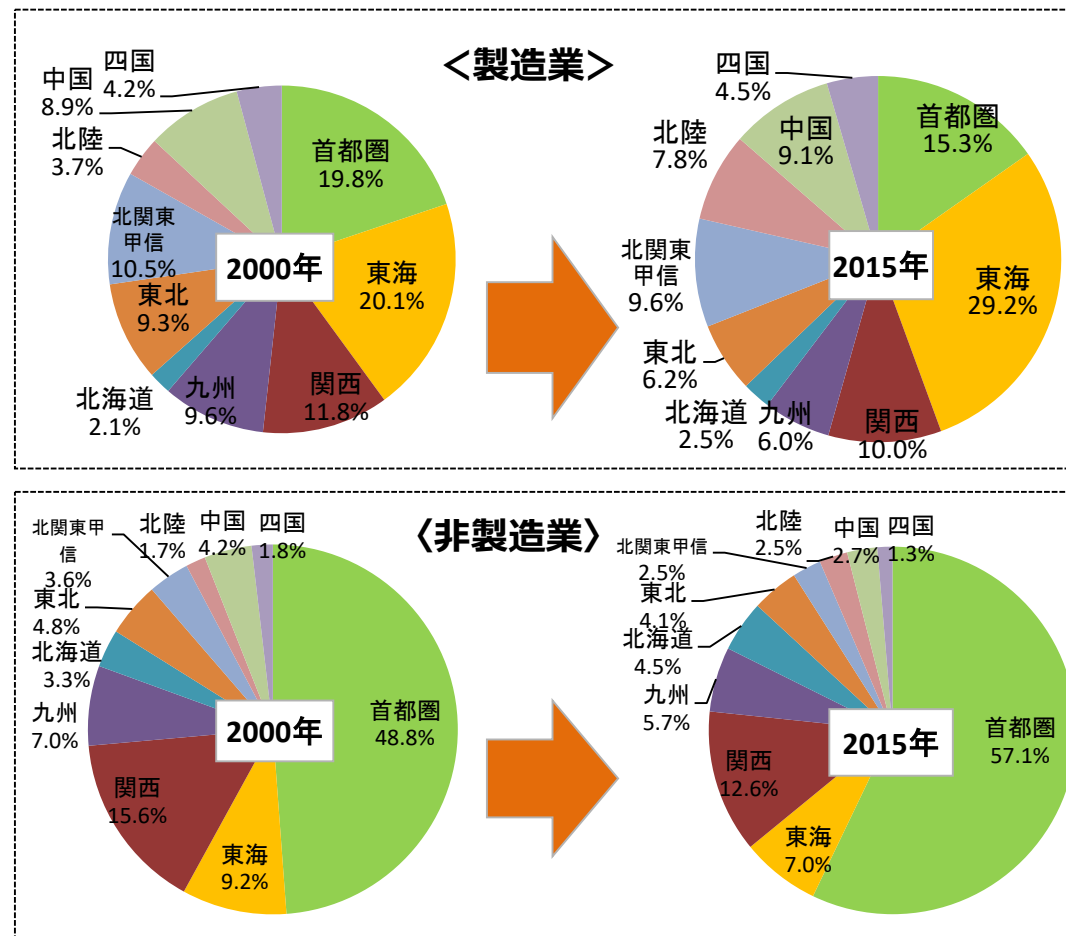
- 地域経済は、企業収益や雇用が好調な一方、従来型の製造業等の設備投資が力強さを欠く等、課題も存在。この背景には、地域経済を支えてきた製造業では地域での新規立地の低迷、非製造業（卸・小売等）では大都市圏にビジネスと投資が集中したことが挙げられる。このため、地域経済の好循環が実感されにくい。

製造業・非製造業別の投資額の推移

単位：兆円



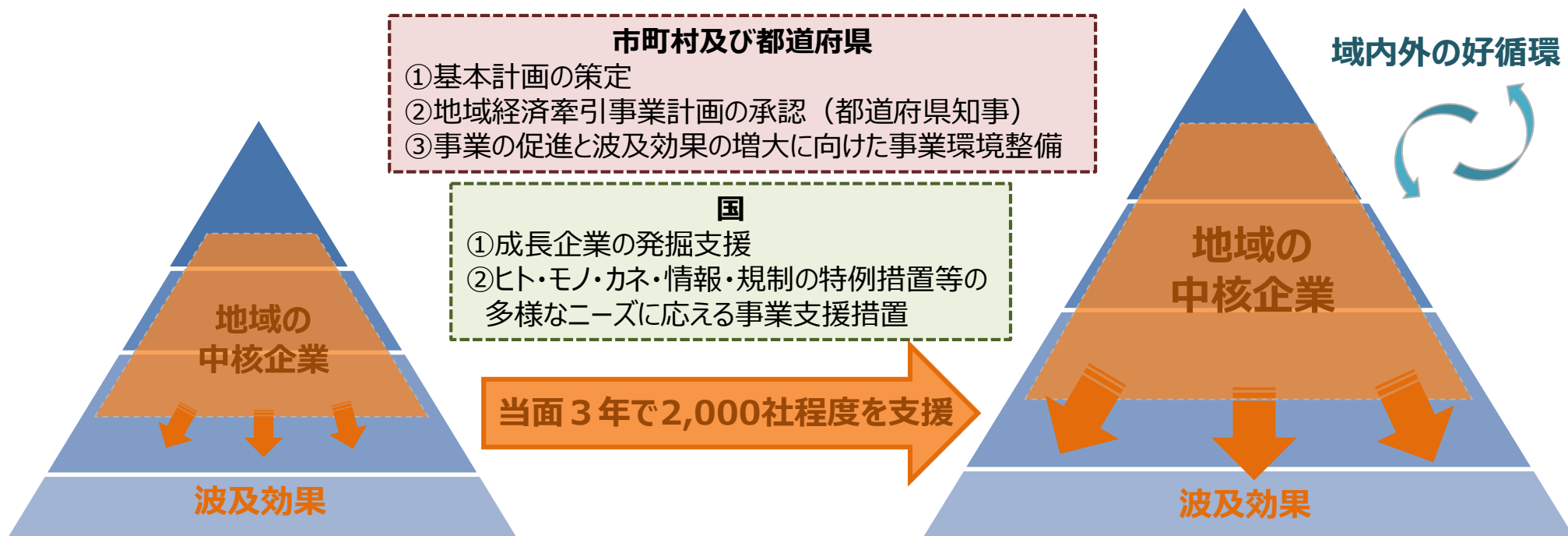
投資額の地域別シェアの推移



2. 地域未来投資促進法の制定の狙い

- 地域が自律的に発展していくため、地域の強みを生かしながら、将来成長が期待できる分野での需要を域内に取り組むことによって、地域の成長発展の基盤を整えることを目指す。
- 当面3年で2,000社程度を支援し、1兆円の投資拡大、GDP 5兆円の押上げを目指す。

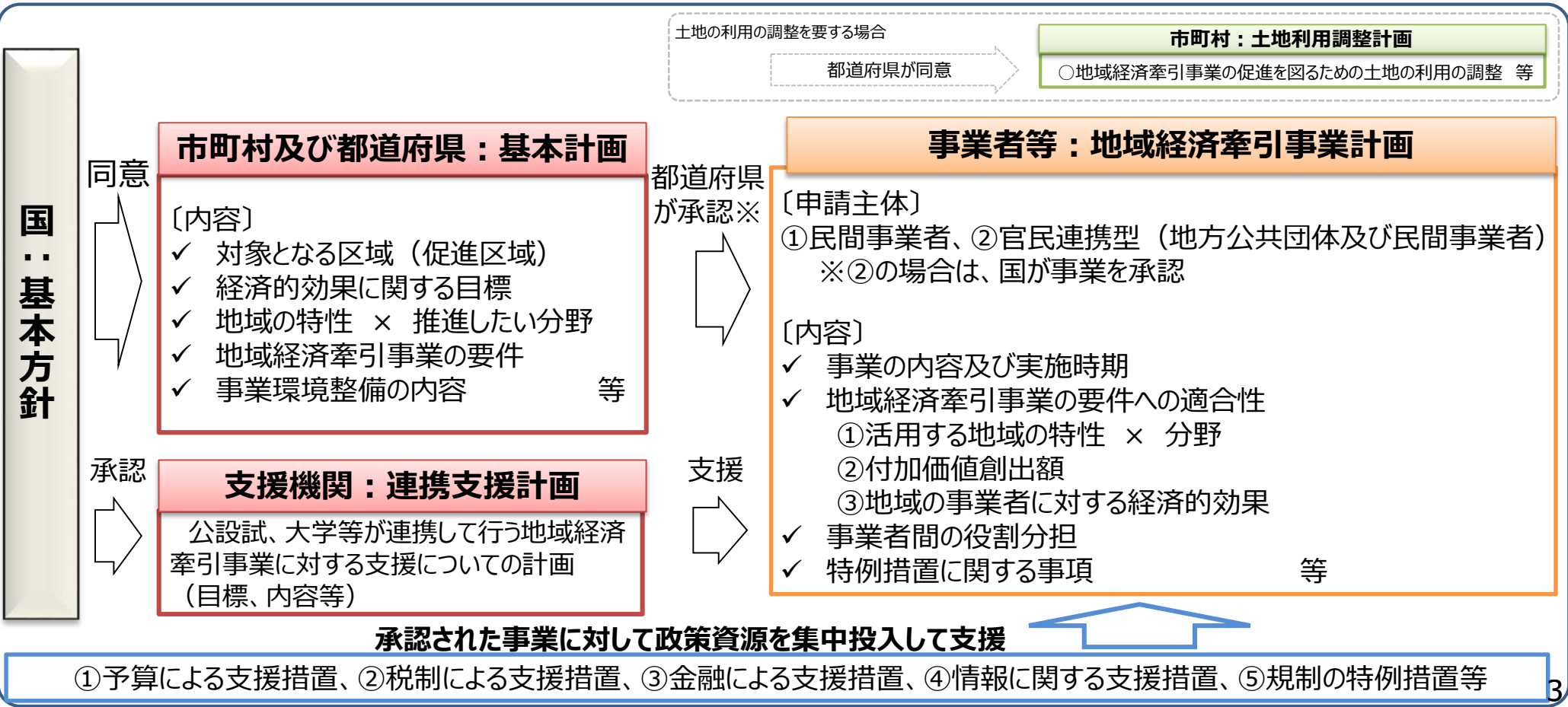
<地域経済牽引事業の促進による地域経済の成長イメージ>



3. 地域未来投資促進法の概要 (地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもの。

- 国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。
 - 同意された基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業（*）計画を、都道府県知事が承認。
- * 定義の要点：①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす 事業
- 国は、連携支援計画を承認し、地域経済牽引事業に対して支援を行う者【地域経済牽引支援機関】を支援。



土地の利用の調整を要する場合

都道府県が同意

市町村：土地利用調整計画

○地域経済牽引事業の促進を図るための土地の利用の調整 等

都道府県が承認※

支援

同意

承認

支援機関：連携支援計画

公設試、大学等が連携して行う地域経済牽引事業に対する支援についての計画（目標、内容等）

4. 主な支援措置

① 予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

(30年度予算162億円(新設))

- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援
 - 1) 地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発等への補助
 - 2) 地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者が中小企業と連携して行う戦略分野の設備投資への補助
 - 3) 専門家による事業化戦略の立案や販路開拓の支援

○地方創生推進交付金の活用

(30年度予算額 1,000億円)

- ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援(設備投資も可。交付上限やハード事業割合の弾力化)

② 税制による支援措置

○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
 - ✓ 機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
 - ✓ 建物等：20%特別償却、2%税額控除

○地方税の減免に伴う補てん措置

- ・固定資産税等を減免した地方公共団体に減収補てん

③ 金融による支援措置

○資金供給の円滑化

- ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資
- ・地域経済活性化支援機構(REVIC)、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設・活用等

④ 情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

⑤ 規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

- ・工場立地法の緑地面積率の緩和
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

(参考) 地域で生まれつつある新たな経済成長の動き

- 観光・航空機部品など地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組が登場しつつある。こうした取組（「**地域未来投資**」）が全国津々浦々で活発になることで、地域経済における稼ぐ力の好循環の実現が期待される。

<「地域未来投資」が行われている成長分野の例>

成長ものづくり

- 医療機器
- 航空機部品
- バイオ・新素材



航空機市場の成長予測：
国内生産額1.8兆円（2015年）
⇒ 3兆円超（2030年）

農林水産・地域商社

- 農林水産品の海外市場獲得
- 地域産品のブランド化



6次産業化市場の成長予測：
10兆円（2020年）

第4次産業革命関連

- IoT、AI、ビッグデータを活用
- IT産業の集積を地方に構築
- データ利活用による課題解決・高収益化



第4次産業革命関連の成長予測：
付加価値額 30兆円（2020年）

観光・スポーツ・文化・まちづくり

- 民間のノウハウを活用したスタジアム・アリーナ整備
- 訪日観光客の消費喚起
- 文化財の活用



スポーツ国内市場の成長予測：
5.5兆円（2015年） ⇒ 15兆円（2025年）

環境・エネルギー

- 環境ビジネス
- 省エネルギー
- 再生可能エネルギー



環境・エネルギーの成長予測：
エネルギー関連投資：28兆円（2030年）

ヘルスケア・教育サービス

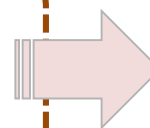
- ロボット介護機器開発
- 健康管理サポートサービス
- 専門職の専修学校整備



健康医療関連国内市場の成長予測：
16兆円（2015年） ⇒ 26兆円（2020年）

<「地域未来投資」の特徴>

- (1) 将来の市場規模拡大が見込まれる成長分野への投資
- (2) 地域におけるリーダーシップと地元の産官学金との連携
- (3) 明確なビジネス戦略とスピード感のある経営資源の集中投入



担い手として
地域の中核企業が
重要な存在

(参考) 同意した基本計画の例①

富山県における基本計画の概要

計画のポイント

本県は、良質で豊富な水資源と低廉な電力を活かした医薬品、電子デバイス、繊維、機械、金属等の事業所が多く立地しており、県内総生産に占める第2次産業の割合が高く製造業が主力産業となっている。こうした中、県内の産学官関係機関が連携し、区域内のものづくり産業の技術力や研究開発力の高度化、生産拡大、人材育成を目指し支援措置を展開する。

促進区域

富山県内の山間部を除く全域(富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町)

経済的効果の目標

1件あたりの平均16.5億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を54件創出、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.2倍の波及効果を与え、促進区域で1,069億円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1: 次の地域特性を活用すること(①~⑦のいずれか)】

- ①富山県内の医薬品製造や容器・包装・印刷技術の集積を活用した医薬品関連産業
- ②富山県内の良質で豊富な水資源や電力など優れた産業インフラを活用した電子デバイス関連産業
- ③富山県内の広汎に広がる機械・金属や高度技術・新素材技術の集積を活用したものづくり産業
- ④富山県内の産業集積の上に新しい取組みが広がるデザイン人材を活用したクリエイティブ産業
- ⑤富山県内の通信回線やオフィスビル、都市圏人口等の都市インフラを活用した情報通信技術関連産業
- ⑥富山県内の良質で豊かな水や地域特産物を活かした食料品・飲料製造関連産業
- ⑦富山県内の拠点港や高速道路網等の環日本海地域の拠点性を有するインフラを活用した物流関連産業

【要件2: 高い付加価値を創出すること】

・付加価値増加分: 4,159万円超

【要件3: いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額: 7%以上増加
- 雇用者数: 4%以上又は5人以上増加
- 売上額: 5%以上増加
- 雇用者給与等支給額: 2.7%以上増加

制度・事業環境の整備

- ・不動産取得税、固定資産税の減税措置の創設
- ・企業立地助成制度の適用
- ・公設試験研究機関が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供
- ・工場適地に関する情報公開

地域経済牽引支援機関

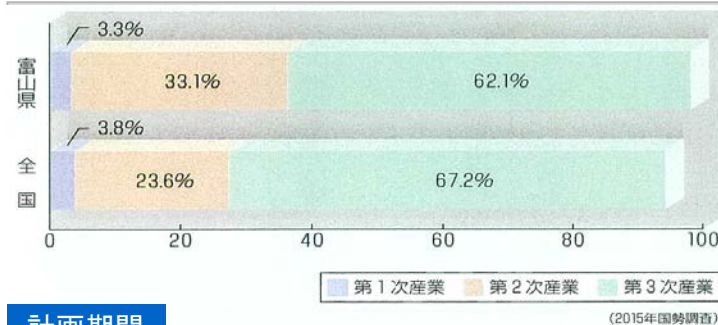
行政(県、市町村)、経済団体(商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等)、各種業界団体、高等教育機関(大学、高等専門学校等)、試験研究機関、産業支援機関等((公財)富山県新世紀産業機構、地元金融機関等)

《促進区域図》



《ものづくり県・富山》

産業別就業人口割合では、第2次産業のウエイトが全国トップ



計画期間

計画同意の日から平成34年度末日まで

(参考) 同意した基本計画の例②

北海道旭川市・東神楽町・東川町における基本計画の概要

計画のポイント

旭川市・東神楽町・東川町における製造業の産業集積状況を全道と比較すると、「家具・装備品製造業」「木材・木製品製造業」の集積度等が際だって高くなっており、道内で木工産業の集積が進んだ地域である。また、本地域における家具・装備品製造業は、製造品出荷額等に比して付加価値額が高く、稼ぐ産業といえる。加えて、その原材料は域内で調達し販路は域外という企業が多く、「域外資金獲得産業」として地域経済に与える影響は大きい。

こうした地域特性を踏まえ、恵まれた森林資源・北海道産木材を活用した地域ブランドの確立・発信、海外マーケットへの進出・拡大といった取組により旭川地域の家具産業の付加価値を高めながら、質の高い雇用創出を図っていく。

促進区域

北海道旭川市・東神楽町・東川町

経済的効果の目標

1件あたり平均100百万円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で2倍の波及効果を与え、促進区域で600百万円の付加価値創出を目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1: 地域の特性を活用すること】

旭川地域の豊富な森林資源を背景とした木材関連産業の集積を活用した家具等製造分野

【要件2: 高い付加価値を創出すること】

・付加価値増加分: 3,920万円超

【要件3: いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額: 8%増加 ●売上: 8%増加
- 雇用者数: 8%増加
- 雇用者給与等支給額: 8%増加

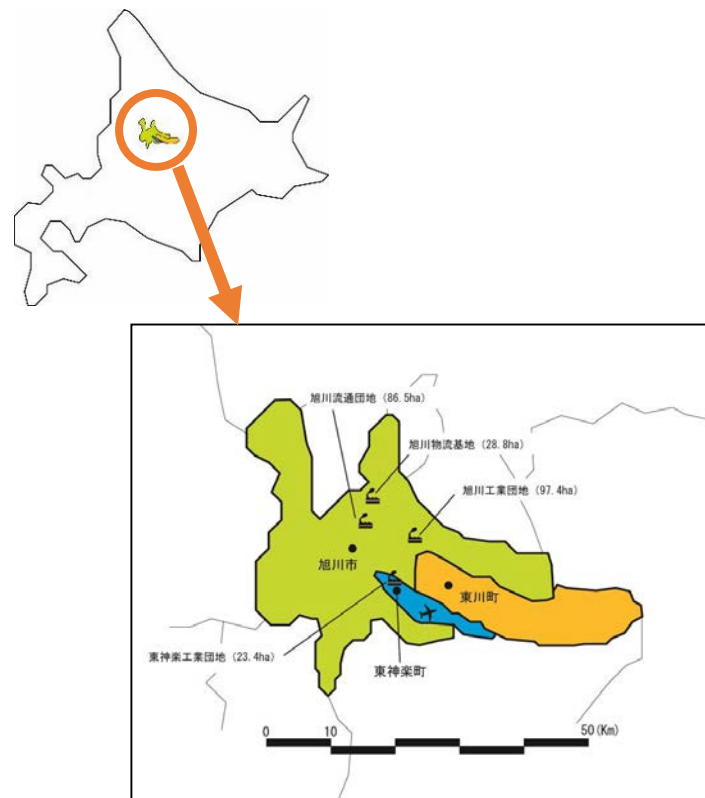
制度・事業環境の整備

- ・不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設
- ・企業立地促進のための低利融資、地方創生関係施策、研究機関が有する技術データ等の提供や研究データの公開の推進、事業者からの事業環境整備の提案への対応、支援機関の機能強化

地域経済牽引支援機関

JETRO北海道、(独)中小企業基盤整備機構北海道本部、旭川市工芸センター、旭川市工業技術センター、(一財)旭川産業創造プラザ、(地独)北海道立総合研究機構森林研究本部林産試験場

《促進区域図》



計画期間

計画同意の日から平成34年度末日まで

お問合せ先

● 法律や制度全体についてのお問合せ

経済産業省 地域経済産業グループ 地域未来投資促進チーム TEL : 03-3501-1587

● 基本計画の申請、事業計画の申請、各種支援措置等についてのお問合せ

最寄りの経済産業局等で御相談に応じています。

- 北海道経済産業局 地域未来投資促進室（総務企画部企画調査課内） TEL : 011-709-1776
- 東北経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部地域経済課内） TEL : 022-221-4876
- 関東経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部企業立地支援課内） TEL : 048-600-0272
- 中部経済産業局 地域未来投資促進室
 - 東海担当（地域経済部地域振興課内） TEL : 052-951-2716
 - 北陸担当（電力・ガス事業北陸支局地域経済課内） TEL : 076-432-5518
- 近畿経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部地域開発室内） TEL : 06-6966-6012
- 中国経済産業局 地域未来投資促進室（産業部産業振興課内） TEL : 082-224-5638
- 四国経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部新規事業室内） TEL : 087-811-8516
- 九州経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部企業支援課内） TEL : 092-482-5435
- 内閣府沖縄総合事務局 地域未来投資促進室（経済産業部企画振興課内） TEL : 098-866-1727

<参考>

地域未来投資促進法サイト

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html